

長野市都市内分権調査・研究報告書

～市民と行政とのパートナーシップによる元気なまちを目指して～



平成 16 年 11 月

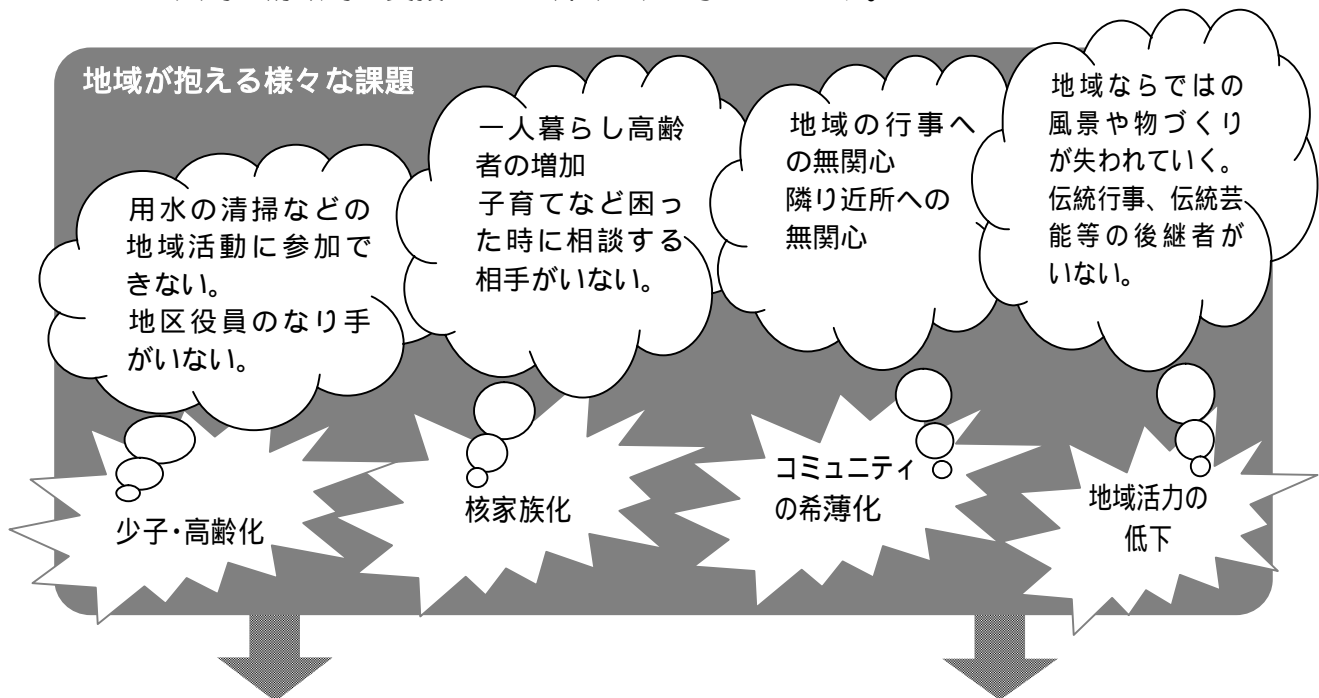
長野市都市内分権調査・研究プロジェクトチーム

この報告書は、長野市職員による庁内プロジェクトチームでの調査・研究の成果をまとめたものであり、実施に当たっては市民の皆さんの理解と協力が必要不可欠です。今後、審議会や各地域での議論を踏まえて、実施に向けた具体的な内容を検討する必要があります。

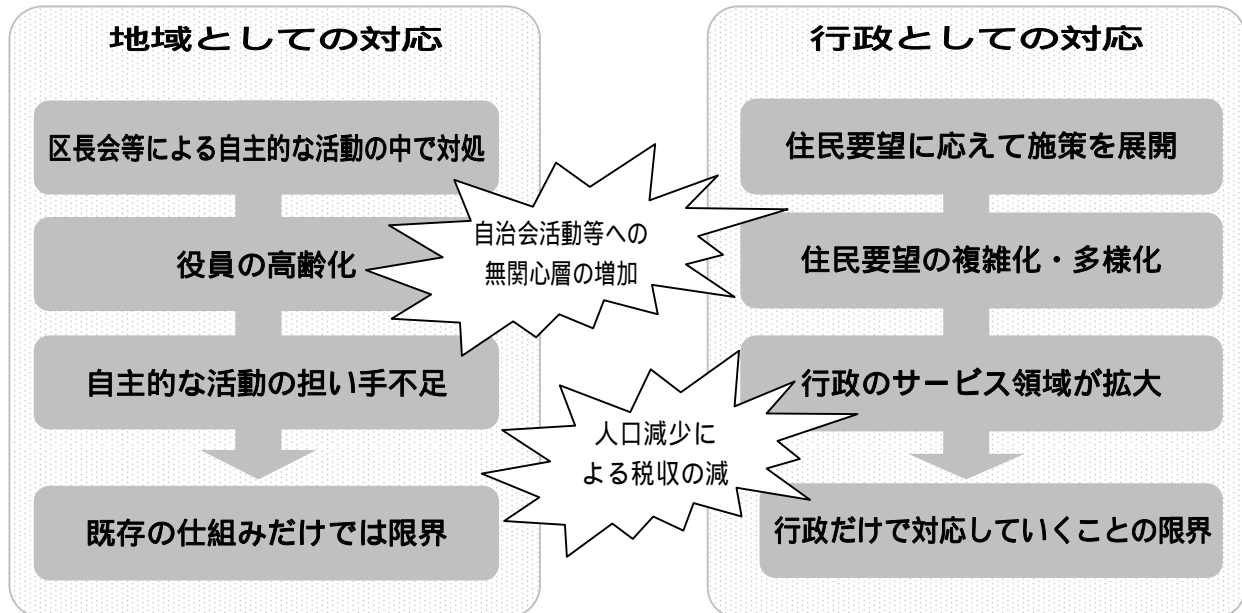
第1 都市内分権の趣旨 ~なぜ、都市内分権が必要なのか

1 都市内分権の必要性

- ・本格的な地方分権の時代を迎え、住民に一番身近な市役所の役割が重要となっています。
- ・私たちを取り巻く社会環境は、少子・高齢化や核家族化の進行、コミュニティの希薄化など、様々な課題を抱えており、市民の皆さんの市への要望も複雑・多様化しています。
- ・人口の減少に伴う税収の減少も予想される中、現在の行政サービスの水準を維持しながら、さらに拡大する市民の皆さんの要望にお応えし、より質の高いサービスを提供していくことは、行政の対応だけでは限界があります。
- ・地域では、区長会をはじめとする各種団体が地域課題を解決するための自主的な活動を行っていただいておりますが、団体役員が多くが高齢者であることや自治会活動への無関心層が増加していることから活動の担い手不足が生じるなど、既存の仕組みだけでは限界だと考えています。
- ・地域のことを一番よく知っている地域住民の皆さんに「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持っていただき、地域住民の皆さんと市との協働による取り組みの中で適切な役割分担により、地域が抱える課題を解決するため、「都市内分権」という新しい仕組みを提案しています。
- ・具体的には、地域の連携による防犯体制の確保のほか、一人暮らし高齢者の社会的不安を取り除くため、地区内の各種団体が構成される住民自治協議会が定期的に自宅訪問を行ったり、子どもから高齢者まで楽しめるお祭りを開催するなど、様々な取り組みを皆さんのアイデアにより主体的に実施していただき、市は皆さんの活動を人的・財政的に支援していく仕組みを考えています。



地域課題に対する今までの対応



一人ひとりの声が反映できる、住民総参加による
新しい仕組みが必要
(都市内分権)

地域住民と行政とのパートナーシップによるまちづくり

まちづくりのパートナーとして、適切な役割分担により課題を解決

具体的な取り組み例として...

地域としての取り組み

- ・ 住民の意見を集約し行政へ提案
- ・ 一人暮らし高齢者の自宅訪問（話し相手、ゴミ出し、回覧など）
- ・ 地域連携による防犯体制の確保
- ・ 公園の花壇や街路樹の手入れ
- ・ 社会体育施設の利用者の受付
- ・ 子どもから高齢者まで楽しめるお祭り等の開催 など

協働



行政としての取り組み

- ・ 住民要望を尊重した事業実施
- ・ 住民に身近なところで行政サービスを提供
- ・ 支所へ専任職員を配置し住民活動を支援
- ・ 市職員の住民活動への参加
- ・ 住民の自主的な活動に要する経費の一部を負担 など

魅力と活力ある「元気なまち ながの」を実現

2 都市内分権の目的

- ・市民との協働の推進
- ・地域住民に密着した総合的サービスの展開
- ・地域の実態に即したまちづくりの展開

3 都市内分権の実施意義

- ・地域のことを熟知している住民の「自らの住む地域を良くしたい」「まちづくりに参加したい」という機運を高め、地域の創造力や知恵を引き出します。
- ・地域住民と市との協働による取り組みの中で地域課題の解決や効果が期待でき、地域に暮らす住民の皆さんの満足度が高まるものと考えています。

地域住民と市との協働により取り組める事例

地区の生活道路を改修したい...

歩行者を優先し、車がスピードを出しにくいような形状にしたり、歩道に花壇や街路樹を設けるなどの地区独自の提案を市へ行うことができます。

市は提案の内容を尊重して事業を実施し、花壇や街路樹の管理は地域住民が行います。

地区内に子どもたちの遊ぶ場所が少ない...

地区内の空き地を住民組織（住民自治協議会）で賃借し、自分たちで整備して、子どもたちに遊び場を提供するというような地区独自の事業ができます。

市は必要なアドバイスを行うなど側面から支援します。

○地区における交通手段を確保したい...

地域の実情に応じた交通手段の確保のため、地域が主体となったコミュニティバスや乗合タクシーの運行委託などに取り組むことができます。

市は必要なアドバイスを行うなど側面から支援します。

自分たちが利用しやすい公園にしたい...

市で整備した公園の管理を住民組織（住民自治協議会）が行うことで、日陰を作るための樹木を植えるなど自分たちが利用しやすい公園に変えることができます。

市は管理にかかる経費について支払ったり、樹木の提供などを行います。

○高齢者が生き生きと暮らせるまちにしたい...

地区内の高齢者が知識や経験を生かして、地区住民に書道や囲碁を教えたり、冠婚葬祭や子育ての相談を受けるなど、高齢者の生きがいづくりに取り組むことができます。

市は、事業周知のお手伝いを行うなど側面から支援します。

4 長野市版都市内分権のイメージ

(1) コミュニティ（地域住民）への分権

- ・住民自治組織の充実を図るとともに、地域住民が自主的に地域のことを行えるよう必要な権限等を住民自治組織に委ねます。
- ・原則として、支所単位に住民自治協議会、地域総合事務所単位に地域会議を設置します。
- ・これらの組織と市が連携して、地域の個性や特色を生かした魅力ある地域づくりを展開します。

住民自治協議会の設置

- ・地区内の各種団体や住民が連携・協力し、身近な課題を解決するため、各種団体のネットワーク化を図り、活動を実施する組織として、地区住民の意向により住民自治協議会を設置することができます。

地域会議の設置

- ・地域住民の声を行政施策に反映させるため、市長（地域総合事務所長）の諮問機関として、地域会議を設置します。

(2) 市役所内での分権

- ・本庁の権限を市民に身近な地域へ分散し、地域の特性を生かした事業などを地域住民の意向を踏まえて効果的に実施するため、新たに地域総合事務所を設置します。
- ・本庁、地域総合事務所及び支所の役割分担を明確にし、地域住民との協働を進めながら迅速かつ適切に行政サービスを提供します。

支所機能の充実

- ・現在の4連絡所（芹田、古牧、三輪、吉田）を支所とし、市内全ての支所において市民の日常生活に必要となる窓口サービスを提供できるようにします。
- ・住民活動の拠点として支所機能の充実を図ります。
- ・管轄地区の住民活動を支援するため地区活動支援担当職員を配置します。

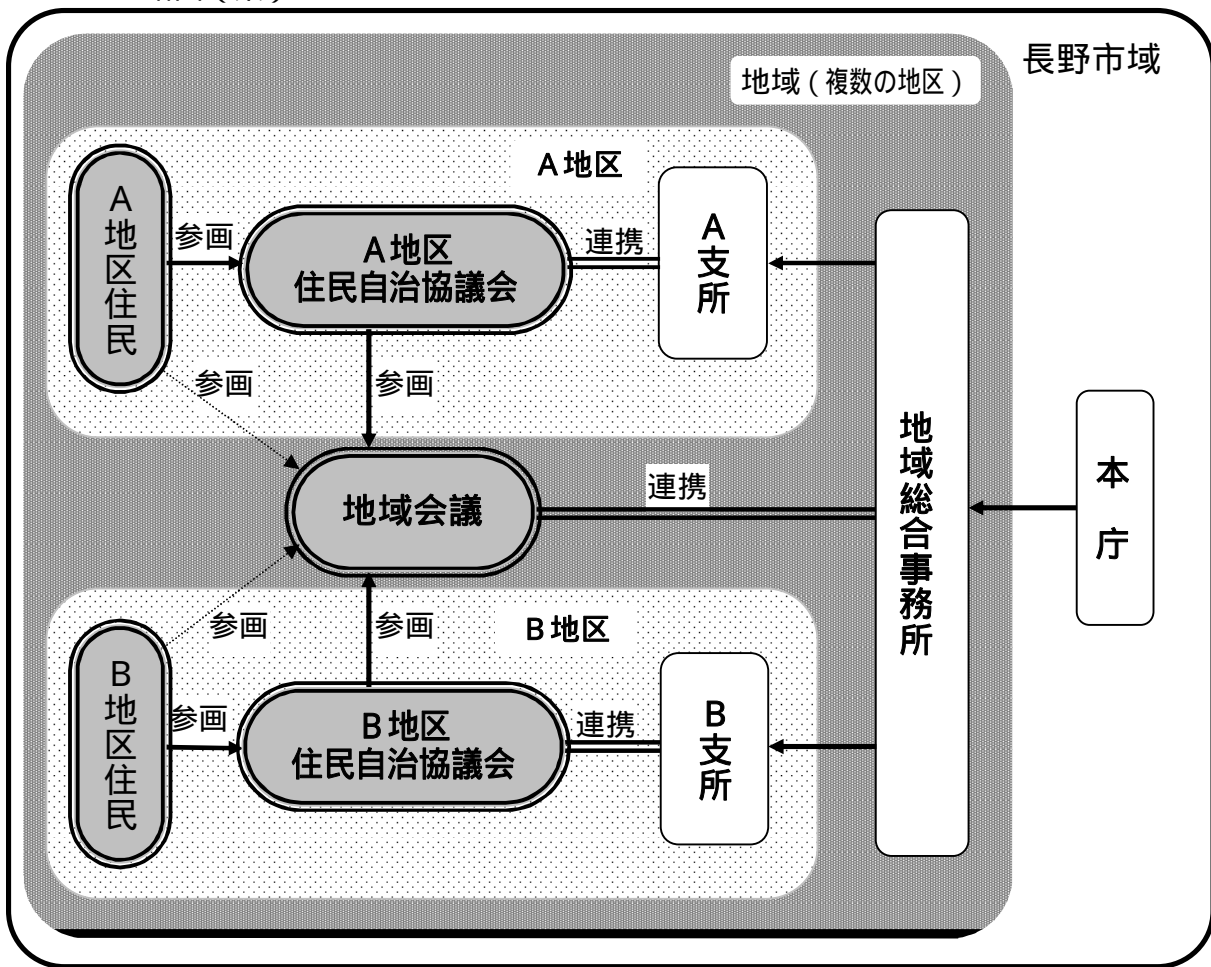
地域総合事務所の設置

- ・いくつかの支所を包括する形で地域総合事務所を設置し、本庁から地域行政に関する権限の移譲を受けて地域の総合行政を推進します。
- ・管轄する地域の振興や地域住民の活動を支援するため、地域振興担当職員を配置します。

本庁機能の見直し

- ・地域行政に関する事務は可能な限り地域総合事務所へ委ねるよう本庁機能の見直しを行い、本庁では全市的な中枢管理事務などを行います。

イメージ略図(案)



窓口サービス：各種申請受付、証明書交付、税・保険料の納付など市民の日常生活に必要な行政サービス

地域行政：保健福祉業務、土木業務など地域に関わりの深い行政サービス

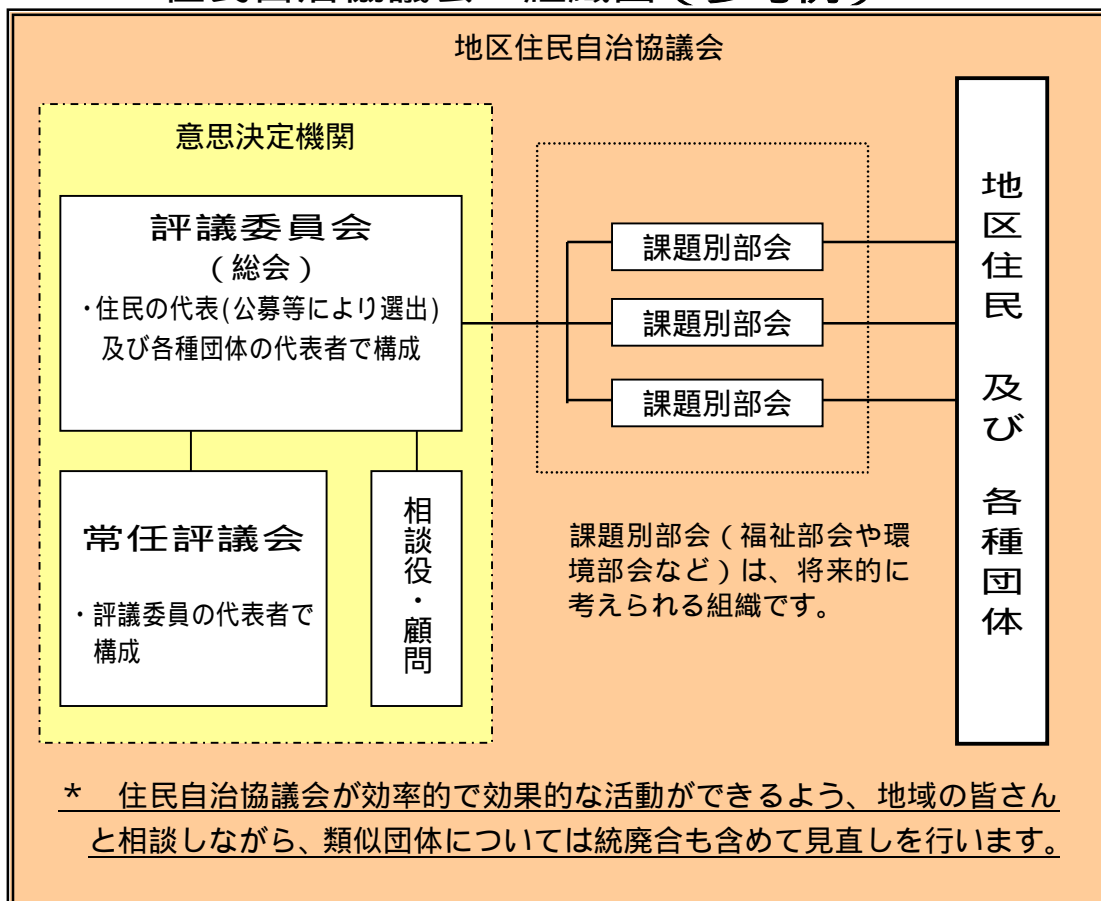
第2 コミュニティへの分権 ~地域住民の皆さんにお願いしたいこと

1 住民自治協議会の組織及び役割

(1) 組織

- ・ 合併町村も含めた30地区単位に地区の実情に応じて設置することができます。
- ・ 区長会を中心とする各種団体、ボランティア団体や地区住民により構成します。
- ・ 構成団体の代表者、学識経験者及び住民の代表者等による意思決定機関を設置します。
- ・ 支所に配置される地区活動支援担当職員が事務局を担当します。

住民自治協議会 組織図（参考例）



(2) 役割

- ・ 地区住民の意見や要望を把握・集約し、地域会議や行政へ提案することができます。
- ・ 地区課題を解決するための事業やイベントの開催など、それぞれの地区の特色を生かした独自事業を実施することができます。
- ・ 現在、市が行っている事業を市との協定により実施することができます。実施できる事業は、概ね次ページのような事業が考えられます。

住民自治協議会が市との協定により実施できる事業の例

地域保健・地域福祉

- ・健康増進活動（健康づくり教室・講演会の開催など）
- ・独り暮らし高齢者の生活支援（ふれあい会食・自宅訪問など）
- ・地区内福祉施設の管理運営（老人福祉センター、老人憩いの家など）
- ・児童館・児童クラブの管理運営（受付、安全管理、体育指導など）

環境保全

- ・環境啓発（ごみ集積所の分別指導、共同住宅のごみ出し指導、巡回指導など）
- ・緑化の推進（街路樹の管理など）
- ・除雪（除雪路線外で地区必要路線の除雪）

防災・防犯活動

- ・自主防災組織活動（安否確認、防災パトロールなど）
- ・防犯灯の設置・管理（設置場所の選定、電球の交換など）

教育・文化・社会教育

- ・社会体育施設の維持管理（利用者の受付、施設の清掃、鍵の管理など）
- ・文化財の管理保全（地区内文化財の管理など）
- ・市立公民館の管理運営（各種講座の開催、体育指導など）

地区施設等の管理

- ・公園の管理（園内の草取り、トイレ清掃、植栽の管理など）
- ・農林業施設の維持管理（農村環境改善センター、林業センターなど）
- ・公衆トイレの維持管理（トイレ清掃、トイレットペーパー補充など）
- ・駐車場の管理運営（市営駐車場の料金収受、清掃など）
- ・道路の管理（枝払い、草刈、側溝清掃など）

2 地域会議の組織と役割

(1) 組織

- ・地域総合事務所の管轄区域を単位に市長（地域総合事務所長）の諮問機関として設置します。なお、地域の実情に応じて、地域会議に部会を設置することができます。
- ・地域会議の委員は、住民自治協議会の代表者、学識経験者、公募による委員等により構成され、20人以内とします。
- ・地域総合事務所に配置される地域振興担当職員が事務局を担当します。
- ・会議は公開とし、透明性を確保します。

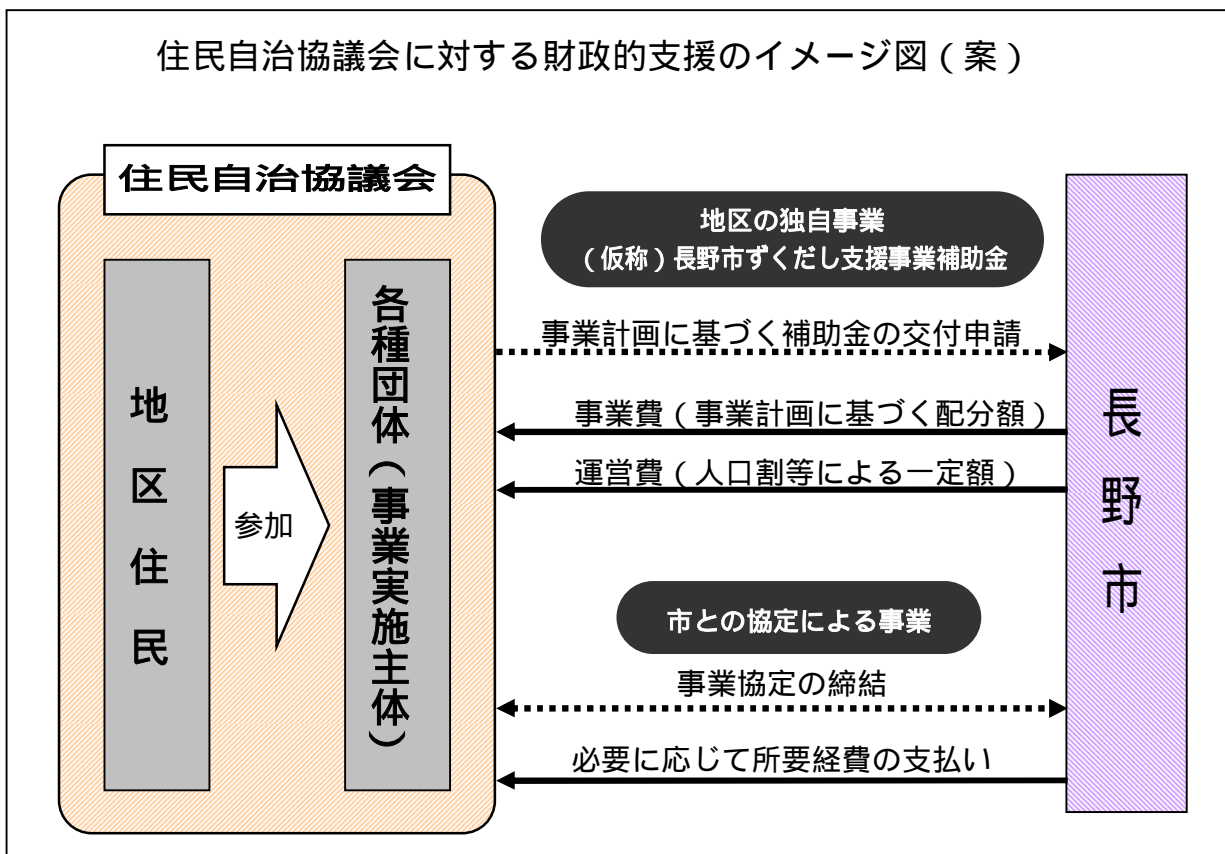
(2) 役割

- ・市長（地域総合事務所長）の諮問に対する答申を行います。
- ・地域住民の意見を集約し、市が実施する事業に対する意見や提案を行います。
- ・地域総合事務所が行う予算要求に際し、地域の課題を集約し報告します。

3 市の役割

(1) 住民自治協議会に対する財政的支援

- ・ 会議費などの運営費に対して、人口割等により一定額を補助します。
- ・ 地域課題を解決するため実施する独自事業に係る経費の一部を補助します。
- ・ 住民自治協議会と市との協定に基づき実施される事業については、必要に応じて所要経費を市が負担します。



(2) 人的支援

(ア) 専任職員の配置

- ・ 各支所に「地区活動支援担当」、地域総合事務所に「地域振興担当」の職員を配置し、住民自治協議会及び地域会議の活動を側面から支援します。

地域振興担当（地域総合事務所へ配置）	地区活動支援担当（支所へ配置）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興計画の策定・実施 ・ 地域会議の事務局を担当 ・ 地域内の住民活動に対する支援（地区活動支援担当と協力） ・ 地区活動支援担当者会議の開催 ・ 地域内の住民活動に関する本庁との連絡・調整 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民自治協議会の設立支援 ・ 住民自治協議会の事務局を担当 ・ 住民自治協議会の事業促進 ・ 住民活動に対する支援 ・ 講座の開催等による人材発掘・育成 ・ 各種団体事務局の支援・地域総合事務所及び本庁との連絡・調整 など

(1) 職員の地区担当制

- ・地区住民による自主的なまちづくりの支援を行うとともに、地区の実情を把握するなど市職員の人材育成を目的として、市職員が通常の職務以外に地区ごとの担当制により、住民自治協議会の活動を側面から支援する「(仮称)地区まちづくり支援職員制度」を創設します。
- ・地区まちづくり支援職員は、原則として住民自治協議会が主催する会議や行事等に住民自治協議会からの求めに応じて参加・支援します。
- ・地区まちづくり支援職員は、本庁及び地域総合事務所に勤務する職員のうち、次の者がその任に当たります。

課長補佐級職員

採用3年目から5年目までの主事、技師等

主査、係長級職員のうち希望する職員

(3) 活動拠点の提供

- ・住民自治協議会が会議や事業などを行う際の活動拠点となる事務室や会議室など、自由に使える場所の提供を検討します。

(4) 情報提供

- ・住民自治協議会及び地域会議の活動が活発に行われるよう、市が保有する様々な情報を積極的に提供します。
- ・地区活動支援担当職員などを通じ、他地区の活動状況や他市町村の先進事例などの情報を随時提供します。
- ・元気なまちづくり市民会議、広報「ながの」、長野市元気なまちづくり市政出前講座などにより、市の施策について積極的に情報提供を行います。
- ・住民自治協議会のインターネットホームページ作成や管理について支援します。

(5) 人材の発掘・育成

- ・住民自治協議会の活動が主体的かつ継続的に行えるよう、地区内の人材の掘り起こしや人材育成を目的とした講座の開催など、公民館活動等と連携して実施します。

4 市職員の自主的な参加

- ・市職員は、自ら居住する地区の住民として、当該地区の住民自治協議会などの活動に積極的に参加するものとします。
- ・学識経験者や先進自治体の職員による講演会の開催など市職員の意識高揚を図り、自発的な参加を促します。

第3 市役所内での分権 ~皆さんの活動を支援するために、市役所の組織を見直します

1 支所機能の充実

- ・現在の4連絡所(芹田、古牧、三輪、吉田)は支所とし、市内全ての支所において、市民の日常生活に密着した窓口サービスを基本とした事務が行えるよう見直しを行い、事務量に応じて職員を適正に配置します。
- ・住民活動を支援するため「地区活動支援担当」の職員を配置します。

2 地域総合事務所の設置

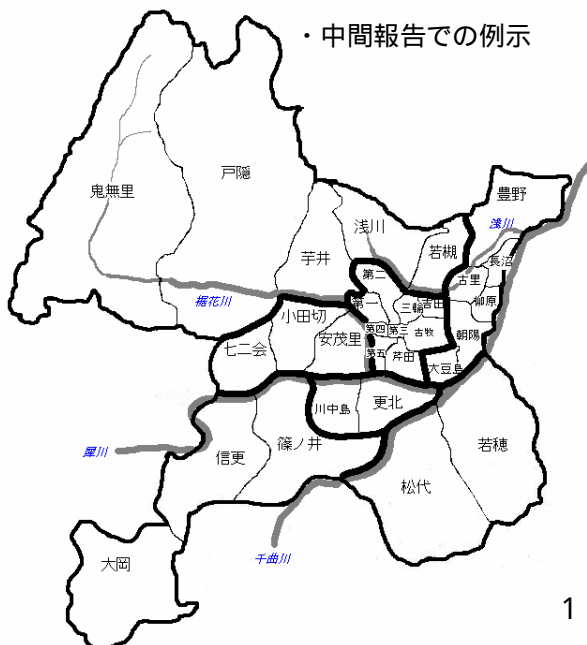
(1) 設置意義

- ・本庁の権限や予算を地域に分散し各地域の特色を生かした独自のサービスを提供するため、市域をある程度の地域に区分し、それぞれの地域を管轄する地域総合事務所の設置を提案します。

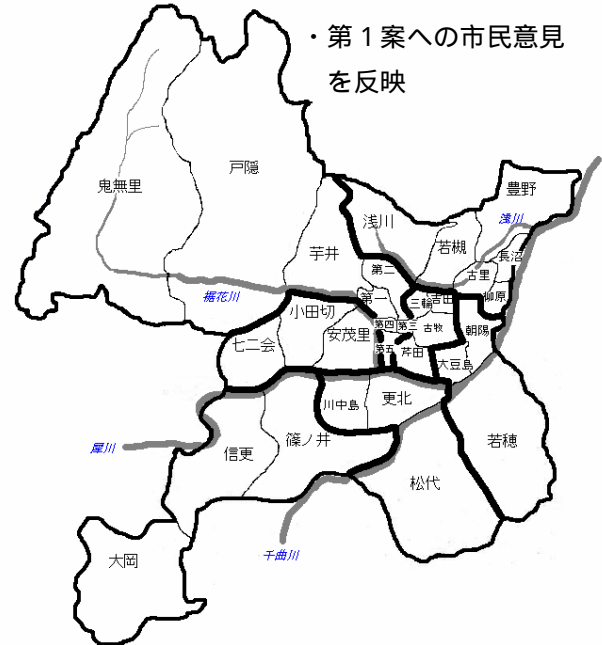
(2) 設置数及び管轄地域(地域割)

- ・地域総合事務所の設置数が多ければ多いほど市民サービスの向上に繋がる反面、設置に伴う建設費や維持費、人件費などの行政コストが大きくなります。
- ・設置数については、市民サービスの向上と行政のスリム化・効率化との均衡を図りながら、市民の意見を十分踏まえ、3か所から7か所の範囲で検討することを提案しています。
- ・管轄地域(地域割)については、中間報告に対する市民の意見を踏まえて再検討し、次の7つの案を提案しています。
- ・設置数及び管轄地域(地域割)は、審議会で議論していただき、審議会の答申を尊重して決定するものとします。

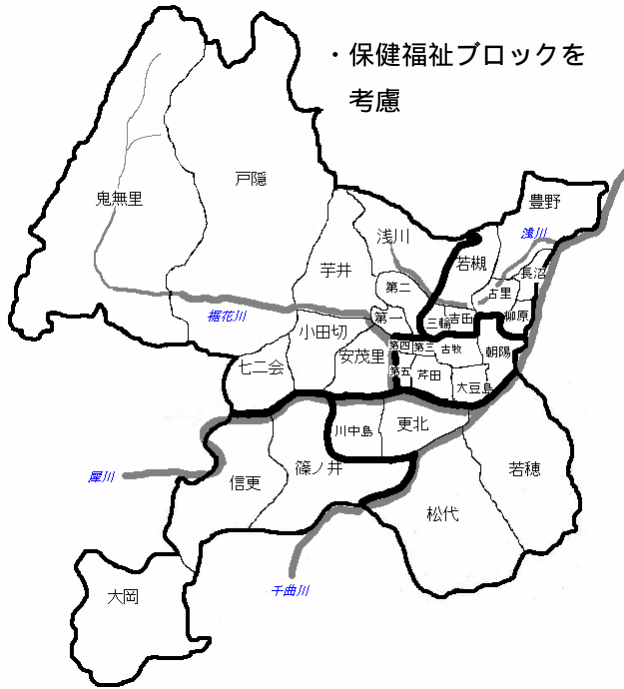
地域総合事務所を7か所とする場合
(第1案)



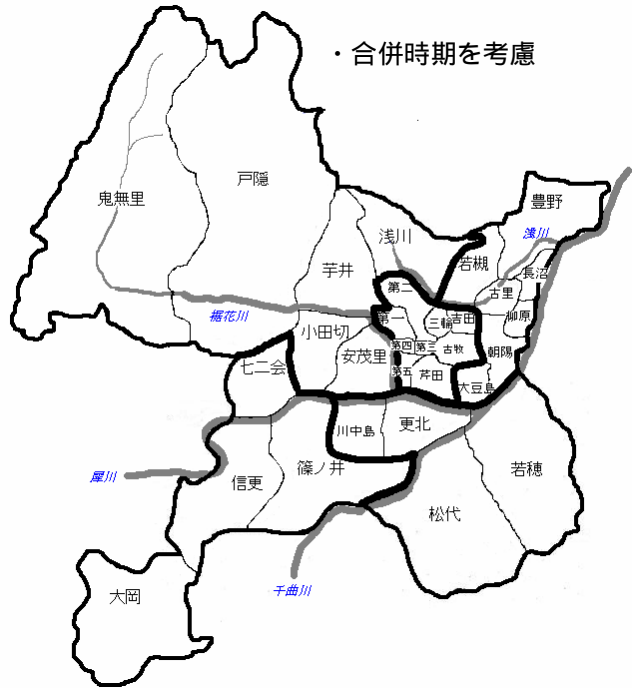
地域総合事務所を7か所とする場合
(第2案)



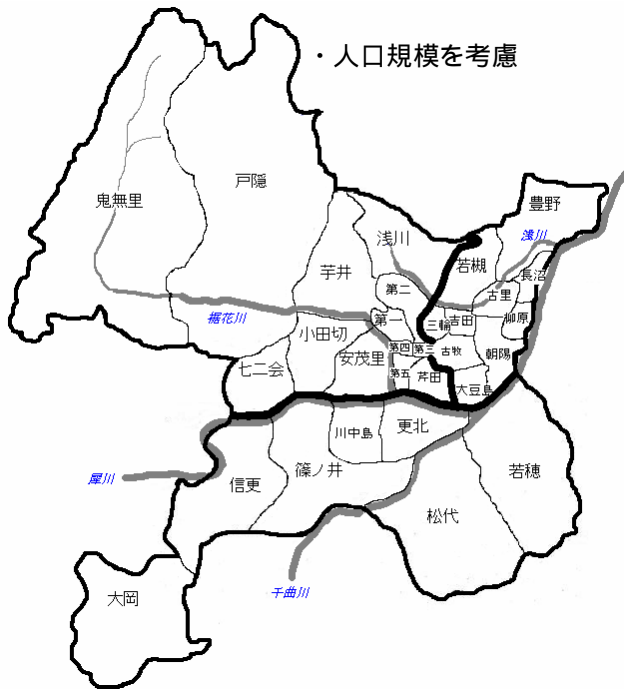
地域総合事務所を5か所とする場合
(第1案)



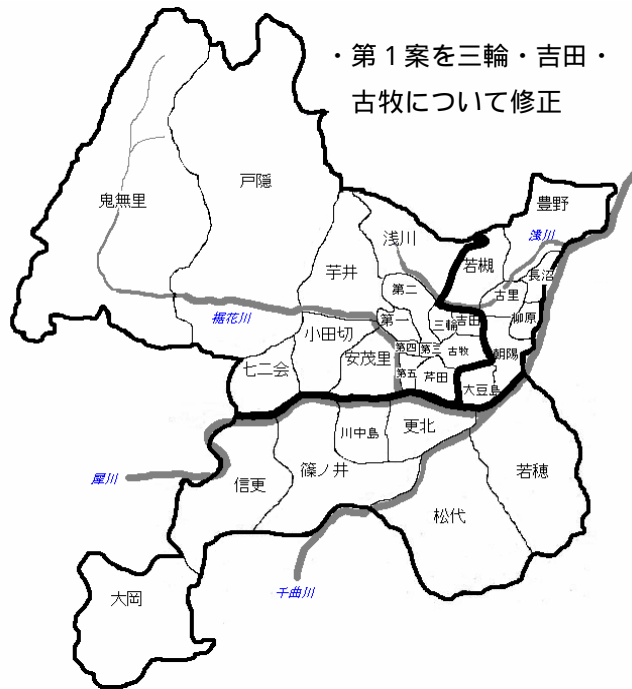
地域総合事務所を5か所とする場合
(第2案)



地域総合事務所を3か所とする場合
(第1案)

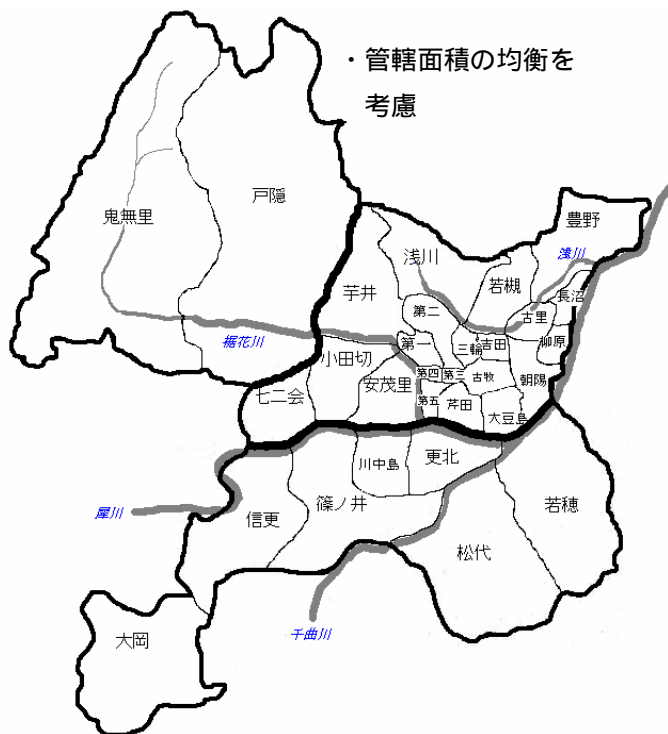


地域総合事務所を3か所とする場合
(第2案)



地域総合事務所を3か所とする場合

(第3案)



(3) 設置位置

- ・事務所の位置については、住民の日常生活の利便性、人口集積、公共交通機関や支所からの所要時間などを総合的に勘案し、住民自治協議会等の意見を踏まえつつ、決定するものとします。

(4) 合併町村の取り扱い

- ・豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村は、現在の役場庁舎を支所とし、地域総合事務所の管轄下に位置付けます。
- ・組織や権限等は別途検討していますが、合併後の住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮する必要があります。

(5) 地域特性を考慮した対応

- ・地域総合事務所の管轄地域を設定することにより、地域ごとに異なる対応が必要になると考えられます。
- ・具体的には、地域総合事務所所属の観光担当職員や土木担当職員を松代支所や合併町村の支所などへ駐在させることなどが考えられます。

3 本庁、地域総合事務所及び支所の役割分担

(1) 本庁、地域総合事務所及び支所の事務分掌

本庁機能のうち地域行政・課題に関することについては、地域総合事務所へ可能な限り権限を委ね、支所は住民の日常生活に必要な窓口サービスを中心に提供します。

本庁、地域総合事務所及び支所の役割案（具体的な事務例は次ページ参照）

本庁の役割

本庁では、全市的な中枢管理事務、広域的課題への対応、統一的に処理した方が効率的な事務、行政委員会に関する事務を行います。

地域総合事務所の役割

地域総合事務所では、次に掲げる役割を担うため、地域行政サービスの提供、地域振興に関する事務、管轄支所間の連絡調整に関する事務を行います。

- ア 市民生活に密着したサービスを完結的に提供できる拠点
- イ 市民参加による地域の個性を生かしたまちづくりの拠点
- ウ 住民ニーズの施策への反映の拠点
- エ 地域情報の受信及び発信の拠点

支所の役割

支所は、従来の支所で実施していた窓口サービスの提供に加えて、地区活動の拠点と位置付け、地区住民のまちづくり活動に対する支援を行います。

(2) 地域総合事務所長の役割

- ・地域総合事務所長は部長級とし、地域総合事務所は、できるだけ本庁の判断を仰ぐことなく、地域総合事務所独自の判断によって地域行政が進められるよう、なるべく多くの職務権限を地域総合事務所長へ付与します。

(3) 地域総合事務所への予算配分

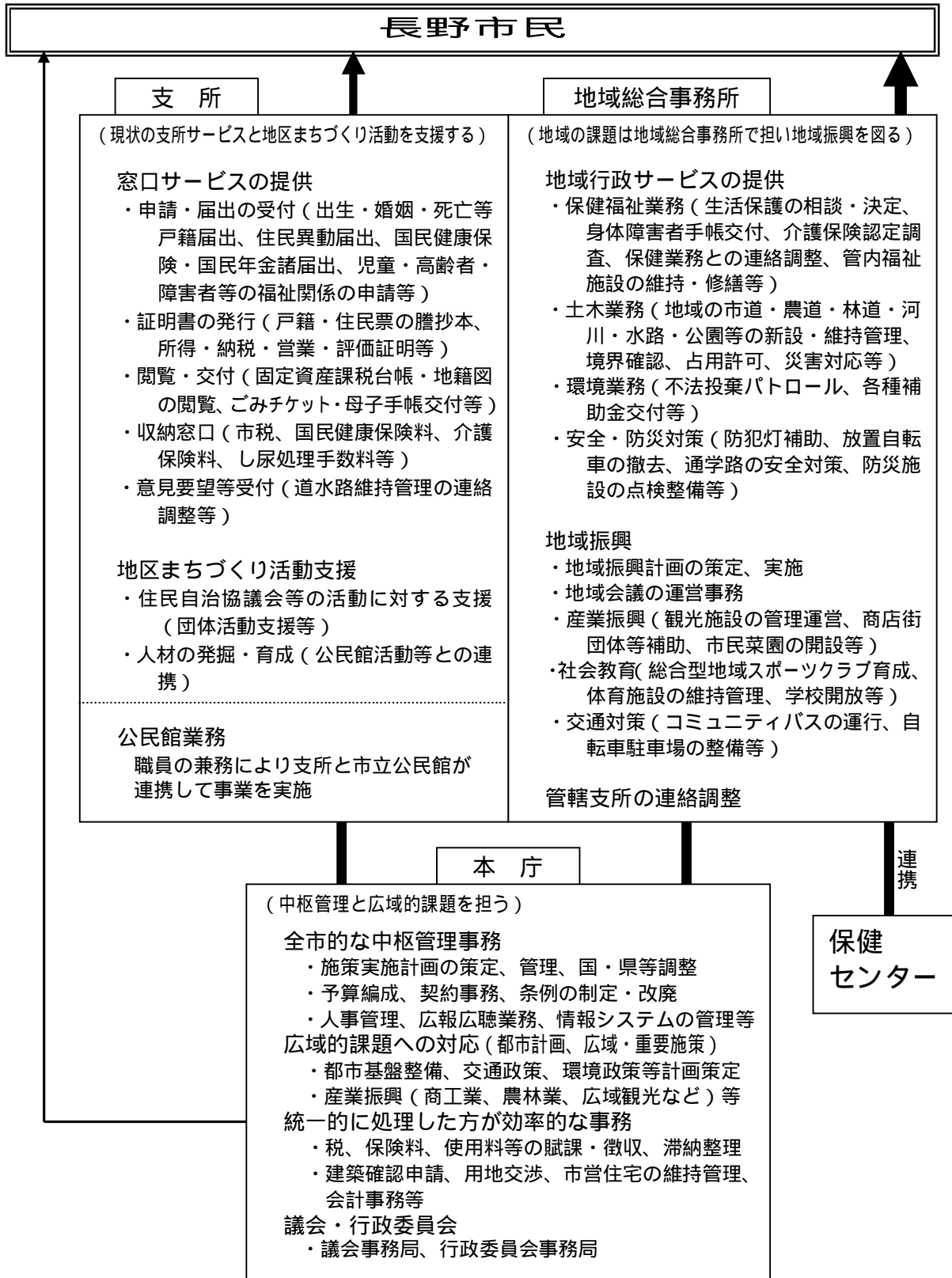
- ・地域の特性を生かした地域づくりや地域課題の解決のため、地域の裁量を生かすことができるよう予算配分を行います。
- ・地域総合事務所への予算は、枠配分方式と個別要求方式の組み合わせによって配分することを基本とします。

(4) 支所長の役割

- ・窓口サービスと地区まちづくり活動支援の機能を持つ支所を総括する支所長は、現在と同じ課長級とします。
- ・支所長は地区活動支援担当職員とともに、地区住民のまちづくり活動を積極的に支援するほか、地区内の人材発掘や育成などを担います。

(標準的な事務分掌の例)

あくまでも標準的な例であり、地域により課題が異なるため、組織、機構、事務分掌については柔軟な対応が必要です。



第4 実施に向けて ~いつから、どのように実施するのか

1 市民への周知

- ・長野市版の都市内分権の実施に当たっては、市民の皆さんの理解と協力が必要不可欠です。このため、広報誌等の媒体を通じての周知や説明会、市民会議、出前講座などを積極的に実施します。

2 審議会等の設置

- ・この報告書は、長野市職員による市内プロジェクトチームにおける調査・研究の成果をまとめたものであり、長野市版の都市内分権の実施に当たっては、基本的な計画を策定する段階から、市民の皆さんに議論に加わっていただく必要があります。
- ・市民の皆さんの代表や市議会議員、学識経験者などによる審議会を平成17年度に設置し、各種団体や市民の皆さんのご意見・ご提案を踏まえながら、報告書を基に（仮称）長野市都市内分権基本計画を検討していただく必要があります。

3 実施スケジュール

(1) 中期目標

支所の充実

- ・審議会での議論を踏まえて、平成18年度から各支所・連絡所の取扱業務や人員配置等の見直しを行い、各支所へ地区活動支援担当の職員を配置します。

住民自治協議会の設置

- ・区長会を中心とする各種団体や地区住民の参画により、住民自治協議会を設置していただきます。
- ・設置は全市一斉が望ましいと考えていますが、地区ごとの実情により段階的に実施せざるを得ない場合もあると考えます。

地区まちづくり支援職員の任命

- ・地区まちづくり支援職員を任命し、住民自治協議会の活動を支援します。

(2) 長期目標

地域総合事務所の設置

- ・住民自治協議会の成熟具合等を見極めた上で、審議会でも議論していただき、地域総合事務所を設置し、地域振興担当などの各担当職員を配置します。

地域会議の設置

(3) 目標年度

全市的に中期目標を実現する目標年度を平成21年度とし、長期目標を実現する最終目標年度を平成26年度とします。

なお、長期目標の開始時期については、各地区の住民自治協議会の設立状況によっては変動することが考えられます。

(最終目標年度に向けた概略スケジュール)

年 度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
庁内プロジェクト チームによる検討			中間報告	報告									
市民への周知(市民 会議、パブリックコメントなど)			→		説明会は随時開催								
審議会等による 検討				答申				→					
中 期 目 標	支所の充実 (職員配置等の見直し)			職員配置									
	住民自治協議会の 設置				→								
	地区まちづくり 支援職員の任命				→								
長 期 目 標	地域総合事務所の設置								→				
	地域会議の設置								→				

ご意見をお寄せください

都市内分権を実施するためには、市民の皆さんのご理解・ご協力が必要不可欠です。
市民の皆さんの率直なご意見・ご提案をお待ちしております。

長野市役所企画政策部企画課

都市内分権推進室

TEL 224 - 5010 FAX 224-5103

E-mail: kikaku@city.nagano.nagano.jp